

○平成二十年五月十五日 経済産業省告示第四百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第三百二十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を次のように指定したので、同法第五百九条第一項第十六号の規定に基づき、告示する。

計量法第三百二十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として
経済産業大臣が指定する計量器は、速中性子フルエンス絶対測定装置群であつて、独立行政法人産業技術総合研究所が保管するものとする。